

VI 附属資料

資料1 第3期犯罪被害者等支援推進計画における重点的取組の実施状況とその評価

*本文のうち、実施状況は県がとりまとめ。実施状況に対する評価は検討委員会の検証結果。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携	
(1) 総合的支援体制の充実	58
① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	58
② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化	59
③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	61
④ 緊急支援の推進	63
(2) 地域における支援体制の充実	65
① 市町村の取組支援と連携の推進	65
② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	66
(3) 支援関係機関の連携強化	67
① 支援関係機関ネットワークの充実	67
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	
(1) 経済的負担の軽減	68
① 生活資金貸付の実施	68
② 犯罪被害給付制度の周知等	69
(2) 法律問題の解決への支援	70
① 弁護士による法律相談の実施	70
(3) 日常生活の支援	71
① 付添支援の提供	71
② 生活支援の充実	72
(4) 心身に受けた影響からの回復	73
① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	73
② 精神科の受診の支援	74
③ 自助グループの紹介	75

- (5) 一時的な住居の提供等 76
 - ① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 76
 - ② 住居の確保への支援 77

3 県民・事業者の理解の促進

- (1) 県民・事業者の理解の促進 78
 - ① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 78
 - ② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 79
 - ③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした
県民運動の展開 80

4 犯罪被害者等を支える人材の育成

- (1) 犯罪被害者等を支える人材の育成 81
 - ① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 81
 - ② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 82
 - ③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 83
 - ④ 支援ボランティア登録制度の運用 84

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

(1) 総合的支援体制の充実

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

第3期推進計画

- 事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受け取ることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・犯罪被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成検討

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営し、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を行った。
- 令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ3,695件、支援延べ5,372件（法律相談延べ558件、カウンセリング延べ2,292件、付添支援延べ2,492件、一時的な住居の提供等延べ29件、生活資金貸付1件）を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーションに設置している県総合相談窓口への相談件数は、ほぼ同水準で推移しているが、各市町村の犯罪被害者総合的対応窓口や、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」、法テラス神奈川、神奈川県弁護士会などの相談窓口もあることから、犯罪被害者等がどこに相談しても、サポートステーションなどの支援が受けられるよう、引き続き連携を図る必要がある。
- 県内市町村において、犯罪被害者等支援条例の制定や、経済的支援に関する制度の導入が進んでいる。サポートステーションでの相談・支援の提供にあたり、市町村との連携を強化していく必要がある。

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化

第3期推進計画

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。
- 平成29年7月の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪となり、被害者が女性に限られなくなったことに対応するための相談・支援体制を検討し、女性以外の被害者に対する相談体制の構築等、可能なものから早期に実施します。
- SNSを活用した相談体制の構築に向けた検討を開始します。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。その中で男性や性的マイノリティーの被害者への理解も深めていきます。
- 精神科医療との連携を進めます。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。
- 研修用DVD等を活用し、地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。
- ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に向けて検討します。

実施状況

- 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営し、24時間365日対応の電話による相談や情報提供を行った。また、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添受診、法律相談、カウンセリング等、令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ7,682件、支援延べ684件を実施した。
- 専門相談員を配置した「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を令和元年10月1日より開設し、令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ92件を実施した。

- 令和元年11月から精神科に係る医療費等公費負担制度を開始した。また、令和4年10月から「かならいん」の基幹病院における証拠採取等を実施している。
- 令和4年6月からAV出演被害防止・救済法が施行され、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行うことになったため、「かならいん」でも、AV出演被害に関する相談に応じている。

実施状況に対する評価

- 警察や司法機関等にすぐに届け出ることが難しい性犯罪・性暴力の被害者もいる中、証拠採取等の仕組みづくりができたことは評価できる。
- 令和5年7月の刑法等改正により、性犯罪の規定が変更となり、性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられたため、これまで以上に子ども・若者からの相談が増えることが見込まれることから、子どもが相談しやすい相談・支援体制の充実が望まれる。
- 未成年者に対する支援については、保護者の同意が必要だが、保護者に知られることを躊躇する犯罪被害者等を、支援につなげる対応が求められる。
- 性犯罪・性暴力被害者は、深刻な精神的被害を被ることが多いことから、専門医のいる医療機関に受診しやすくするため、精神科の協力医療機関等を増やしていく必要がある。

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

第3期推進計画

- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウムなどを実施し、理解促進を図ります。(再掲)
 - ・市町村と連携した広報の強化
 - ・市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - ・市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・SNS等のインターネットによる広報
 - ・ホームページ等によりサポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・不特定多数の女性が利用する化粧室等への広報用カード等の設置の拡大

実施状況

- 県のたより、スーパーマーケットでのリーフレット配架及びポスター掲示、紹介動画の作成等を通じて広報を行った。また、SNSバナー広告やインターネットリスティング広告を通じて、「かならいん」の認知度向上を図った。
- 市町村広報紙や、市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架を通じて、市町村と連携した広報を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーション、「かならいん」とともに、依然として認知度が低い状況が続いており、県の支援体制や施策等について、県民はもちろん、県内自治体や警察、関係機関に対しての広報に一層の工夫が望まれる。
- 「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」の開設時間以外でも、「かならいん」で性別問わず365日24時間相談を受け付けていることを周知していく必要がある。
- 性交同意年齢の引き上げ等に伴い、学校に「かならいん」のポスターを掲示する等、子どもへの周知がより一層求められる。また、神奈川県産科婦人科医会等とも連携しながら、教育現場等を通じた周知を強化する必要がある。

- 県外や海外で被害にあった場合の対応について県民に広報するとともに、県外の隣接自治体及び警察との連携を図りながら、相談しやすい窓口づくりとアクセスしやすい広報を実施する必要がある。

④ 緊急支援の推進

第3期推進計画

- 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を進めます。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
 - ・初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で被害者ニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。
 - ・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、被害者のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
 - ・死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

実施状況

- 令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、早期に被害者支援本部を設置し、迅速な支援を実施した。また、サポートステーションにおいては、県外在住の犯罪被害者等を含め、迅速かつ円滑な支援を実施した。

- 上記事件を受け、神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的被害者支援体制、編成会員の見直しを検討した。

実施状況に対する評価

- 令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、迅速かつ円滑な支援を実施できたことは評価できる。
- 今後、新たに重大事案が発生した場合には、県警察の支援体制とサポートステーションが密接な連携をとり、事案の内容に応じ、市町村や県の精神保健部門等関係部局とも連携しながら、迅速に支援を行う必要がある。

(2) 地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援と連携の推進

第3期推進計画

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。(再掲)
- 県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表の方法や生活支援、住宅支援、利用が可能な各種福祉制度等の情報提供等、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。
- 総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催(情報交換等の実施)
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会や、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議において、犯罪被害者等支援における課題、新たに条例制定した市町村の状況を共有し、相互の連携を確認した。
- 検討会において、関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村に共有した。また、「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック(改訂版)」「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応」を作成、運用した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等がまず相談に行くのは、警察のほか、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられるので、市町村の取組支援は非常に重要である。市町村の総合的相談窓口にも、問い合わせ対応や支援を担当する対人援助の専門職を配置するなど、市町村の意見を踏まえながら、県として市町村を支援していく必要がある。
- 令和5年4月時点で9市町が条例を制定するなど、市町村の取組は着実に進んでいる一方、犯罪被害者等の居住市町村により、受けられる支援に差があることが課題である。引き続き、市町村へ条例制定や支援施策の検討を働きかけるとともに、先行事例の共有など、積極的に支援を行う必要がある。

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

第3期推進計画

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

実施状況

- 地域レベルでの犯罪被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を県内全署で実施した。

実施状況に対する評価

- 各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されている。

(3) 支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実

第3期推進計画

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
 - ・支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等）

実施状況

- 民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加する支援関係機関ネットワーク会議により、関係機関相互の情報共有を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーション、「かならいん」とともに、DV、虐待、いじめ、妊娠SOS等、さまざまな専門的な支援に取り組む関係機関との連携を深め、情報共有を図っていく必要がある。
- 弁護士、医師、公認心理師等、異なる職種の見地から、個人情報の取り扱いには十分留意しながら、犯罪被害者等支援について情報交換、議論できる仕組みづくりを進める必要がある。特に子どもに対し、学校や教育委員会、市町村、県、県警察が連携した支援体制を構築する必要がある。

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

第3期推進計画

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。
- より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

実施状況

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の新規貸付を令和4年度に1件行った。

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の貸付制度を運用しているが、新規貸付の実績が少ない状況であることから、貸付金制度について整理する必要がある。
- 生活資金の貸付制度以外に他の地方自治体で実施している経済的支援と比較しながら、犯罪被害者等にとって利用しやすい経済的支援のあり方について検討していく必要がある。

② 犯罪被害給付制度の周知等

第3期推進計画

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

実施状況

- 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施するとともに、県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知を行った。

実施状況に対する評価

- 国の犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害給付制度について、給付水準の大幅な引上げ等の検討を行い、必要な施策を実施することとされたため、今後の国の動きを注視する必要がある。

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応します。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を、令和元年度から令和4年度までの4年間で558件実施した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等は、これまで経験のない、刑事裁判への参加等の様々な刑事手続きに関与することになるため、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法的支援は極めて重要である。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を県が負担するしくみとなっており、犯罪被害者等の支援に大きく寄与している。
- 犯罪被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判を担当することも可能であり、犯罪被害者等にとっては大変効果的な支援となっている。
- 事案の内容によっては、県民以外の犯罪被害者等に対する支援が必要になる場合も想定されるが、実際に発生した場合にどのような対応ができるか整理しておく必要がある。

(3) 日常生活の支援

① 付添支援の提供

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による検察庁、裁判所等への付添支援を、令和元年度から令和4年度までの4年間で1,382回実施した。
- 県警察（警察官、心理員）による法律相談等への付添支援や代理傍聴等を、令和元年度から令和4年度までの4年間で3,477回実施した。

実施状況に対する評価

- 支援員や警察官、心理員等が付き添うことにより、犯罪被害者等の不安を和らげることができ、裁判参加等への精神的な負担を軽減につながっている。付添支援は、犯罪被害者等の権利を担保するために重要な支援であることから、充実・強化について検討する必要がある。

② 生活支援の充実

第3期推進計画

- 家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ります。

実施状況

- 市町村における家事・育児・介護に関する日常生活支援や、配食支援、一時預かり等の生活支援の内容等について、情報交換を進め、連携を行っている。

実施状況に対する評価

- サポートステーションの取組として、裁判所等への付添支援の中では保育についても柔軟に対応しているものの、生活支援への対応は十分ではない中で、犯罪被害者等がアクセスしやすい市町村の保健・医療・福祉部門との連携は非常に重要である。サポートステーションから、市町村の相談・申請窓口へつなげるとともに、市町村に対しての助言等の支援を進めるべきである。
- 犯罪被害によるトラウマやPTSD等により、日常生活に困難をきたしている犯罪被害者等に対しては、令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における関連事業との連携も必要となるとともに、男性やLGBTsの犯罪被害者への支援についても、中長期的に検討していく必要がある。

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- 臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ413回実施した。
- 県警察の心理員によるカウンセリングを、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ1,879回実施した。

実施状況に対する評価

- 精神的被害の大きい犯罪被害者及び親族に対してのカウンセリングは、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与するものであり重要である。「かならいん」への相談者も含めて、精神的な医療が必要なケースは保健所や精神保健関係機関、精神科医療機関等を紹介する等、犯罪被害者等のニーズに応じて、もっとも適切な制度が利用できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。
- 犯罪被害者等の年齢やニーズに沿ったカウンセラーを紹介できるようにすることが必要である。また、あわせてカウンセラーの資質向上等に取り組む必要がある。

② 精神科の受診の支援

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための、費用を公費負担します。

実施状況

- 精神科受診の必要性が認められる犯罪被害者等を適切な医療に繋げるため、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ52人193回、医療費の一部を公費負担した。

実施状況に対する評価

- 令和元年度には9人16回であったが、令和4年度には22人132回となっており、精神科受診における医療費一部公費負担の伸びは大きく、ニーズが高い。精神的被害の大きい犯罪被害者等にとって、精神的被害の回復に寄与するものであり重要である。
- 一人ひとりに合う薬の調整や、裁判等の進行する中で節目ごとに受診するなど、何度も精神科の受診が必要となる犯罪被害者等も多いため、精神科における医療費公費負担の上限について、見直していく必要がある。

③ 自助グループの紹介

第3期推進計画

- 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループを紹介します。

実施状況

- サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等の回復にとって、自助グループの果たす役割は大きいため、当事者団体の活性化を図ることが望ましい。また、自助グループのみならず、グリーフケア等の当事者団体の情報収集を行う必要がある。

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

第3期推進計画

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、犯罪被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

実施状況

- 被害直後の緊急避難場所として、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ12件、ホテル等を提供した。

実施状況に対する評価

- 自宅が被害現場になった場合など、一時避難できる場所を提供することは、犯罪被害者等の精神的、身体的な負担の軽減となっているが、一時避難後の住居の確保が困難な場合もある。県警察や市町村等と連携して、一時避難できる期間を確保するとともに、一時避難後の情報提供を充実する必要がある。

② 住居の確保への支援

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進します。
- 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

実施状況

- サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保しているが、令和元年度から令和4年度までの4年間で利用実績はなかった。
- 民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を、令和元年度から令和4年度までの4年間で17件行った。

実施状況に対する評価

- 県営住宅について、速やかに入居できるよう備え付けの家具家電をより充実させる等、犯罪被害者等が利用しやすくなるよう、工夫する必要がある。
- 居住地で被害を受け、住み続けることができなくなった犯罪被害者等にとって、精神的負担により転居先や引っ越し業者を探すことが難しい場合が多いため、民間賃貸住宅に関する情報提供などの支援を充実する必要がある。

3 県民・事業者の理解の促進

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進

第3期推進計画

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
 - ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体の三者の主催により、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンにかわり、県庁ロビーで犯罪被害者等支援パネル展を実施した。
- 市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント、地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発を行った。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施

第3期推進計画

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(再掲)
- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材(DVDなど)を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

実施状況

- 市町村と連携した犯罪被害者等支援についての講演会や、市町村や学校、団体等と連携した犯罪被害者等への理解促進講座を令和元年度、令和4年度の2年間で21回開催し、延べ1,391名が参加した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
- 中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」を令和元年度、令和2年度の2年間で、64回開催した。なお、令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。また、「大切な命を守る作文コンクール(※令和元年度から名称変更)」に、令和元年度から令和4年度の延べ4年間で延べ3,311点の応募があった。

実施状況に対する評価

- 「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る作文コンクール」に加え、「生命の安全教育」等が実施されているが、子どもたちが被害者、加害者、傍観者にならないよう、教育現場での機運醸成をより充実する必要がある。

- 学校教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対しても、犯罪被害者等支援に関する研修を行う必要がある。
- 大学生に対し、被害防止や支援に関する理解促進講座を行うことが望ましい。
- 犯罪被害者等支援の取組をより広く知ってもらうきっかけになるよう、社会福祉士、精神福祉保健士、公認心理師などの団体と連携し、対人専門職の講師を派遣することが望ましい。

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした 県民運動の展開

第3期推進計画

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

実施状況

- 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会には、地域団体、事業者、行政機関など県内164団体が参加している。犯罪被害者等についての理解促進を重点目標の一つとする行動計画を決定するとともに構成員に対し、県の犯罪被害者等への支援の取組を説明した。また、協議会参加団体に対し、理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとして、県民運動を展開しており、県民等の理解促進に向け、成果をあげている。

4 犯罪被害者等を支える人材の育成

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

実施状況

- 犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施し、令和元年度から令和4年度の延べ3年間で、初・中級編を延べ78名、上級編を延べ59名が受講した。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座は、初中級・上級各50時間と、他の都道府県と比較して充実したカリキュラムとなっている。

② 支援者、相談員等に対する研修等の実施

第3期推進計画

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援策全般について理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。

実施状況

- 令和元年度、令和4年度の2年間で県職員を対象とした人権研修へ4回講師派遣した。また、市町村と協働で市町村職員等に対する研修を延べ7市、延べ9回行い、犯罪被害者等支援に携わる地方自治体職員の資質向上を図った。
- サポートステーションや「かならいん」の支援者、相談員に対し、性犯罪・性暴力被害支援者研修や、相談技術向上のための研修を実施した。
- 産婦人科の医療従事者等を対象とした研修や、地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会を開催した。

実施状況に対する評価

- 医療従事者等を対象とした研修については、コロナ禍でやむを得ず中止になった部分が多いものの、研修を通じてスキルアップを図っている。
- 特に若年層においては、インターネットを通じて犯罪被害にあうケースが増えている。多重の被害にあいやすい若年層に対する相談に応えられるよう、支援員、相談員等に対する研修が必要である。

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施

第3期推進計画

- 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

実施状況

- サポートステーションや「かならいん」の支援者、相談員に対し、メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修を実施した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等から様々な相談を受ける中で、支援者、相談員等の二次受傷を防止するために、メンタルヘルスケアを行うことは重要である。

④ 支援ボランティア登録制度の運用

第3期推進計画

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

実施状況

- 犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集を行い、令和5年3月末現在で107名がボランティア登録されている。また、登録ボランティアに対する研修を実施した。

実施状況に対する評価

- 支援等を担う人材の裾野を広げるためには、ボランティアの協力が不可欠であり、登録者の活動の活性化を図る必要がある。

資料2 令和5年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

1 目的

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）に基づいて策定した「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第3期計画」という。）により、犯罪被害者等支援施策を推進している。

令和5年度で第3期計画の計画期間が満了するため、次期計画策定の検討を行うとともに、条例改正の必要性についても検討するため、「令和5年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

2 所掌事項

- (1) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策のあり方について検討すること。
- (2) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他、犯罪被害者等支援施策の推進上、必要な事項に関すること。

3 検討委員会委員

犯罪被害者等支援の実務や実態に精通した有識者や支援関係者等 9名

	氏名	役職名
有識者	天野 康代	神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長
	伊藤 富士江 ○	上智大学総合人間科学部 元教授
	植田 啓	神奈川県産科婦人科医会 理事（女性保健部担当）
	太田 達也 ◎	慶應義塾大学法学部 教授
	勝島 聡一郎	精神保健指定医、江田記念病院
支援関係者	山本 潤	一般社団法人 Spring 幹事 茨城県立医療大学保健医療学部 助教
	渡邊 保	被害者が創る条例研究会 世話人 新全国犯罪被害者の会（新あすの会） 副代表幹事
行政	押切 和美	茅ヶ崎市くらし安心部市民相談課長
	山根 達矢	川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課長

(注) ◎座長 ○座長代理。敬称略。区分毎に五十音順で掲載。

資料3 神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等^{ひぼう}によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (7) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な日常生活を

営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力を努めるものとする。

3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)
- 2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成 16 年神奈川県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。
 - 第 5 章を削る。
 - 第 6 章中第 32 条を第 31 条とし、第 33 条を第 32 条とする。
 - 第 6 章を第 5 章とする。
 - 第 7 章中第 34 条を第 33 条とする。
 - 第 7 章を第 6 章とする。(検討)
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 附 則（令和 2 年 7 月 17 日条例第 60 号）この条例は、公布の日から施行する。



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835 電話(045)312-1121(代)内線 3431